

令和2年度 第1回甲斐市都市計画審議会の記録

1. 都市計画審議会の概要

日時：令和3年2月25日（木）午後2時～3時10分

会場：竜王庁舎本館3階 大会議室

□次 第

○第1回甲斐市都市計画審議会

1. 開会
2. 委員紹介
3. 職員紹介
4. 会長あいさつ
5. 案件
 諮問案件
 (1) 甲府都市計画公園の変更<甲斐市決定>
 (2) 甲府都市計画用途地域の変更<甲斐市決定>
6. その他
7. 閉会

□配布資料

1. 都市計画審議会資料
 (1) 次第
 (2) 委員名簿
2. 案件資料
 甲府都市計画公園及び甲府都市
 計画用途地域の変更について

□出席者（○は出席）

* 敬称略

1号委員

- 山口 雅典
- 中村 己喜雄
- 大山 勲
- 雨宮 正英
- 上條 幹人
- 野口 賢司
- 小宮山 敏春

◆事務局

- | | | |
|--------|-----------|-------|
| ○建設産業部 | 部長 | 長田 裕二 |
| ○都市計画課 | 課長 | 中澤 一昭 |
| ○都市計画課 | まちづくり推進係長 | 渡辺 充 |
| ○都市計画課 | まちづくり推進係 | 武本 優 |
| ○都市計画課 | まちづくり推進係 | 三井 里紗 |

2号委員

- 秋山 照雄
- 松井 豊
- 長谷部 集

■傍聴者 1名

3号委員

- 平山 照仁 （代理：関 俊也）
- 田辺 泰明
- 田中 陽子
- 鈴木 ハル子
- 保延 玉江

2. 発言要旨

○第1回都市計画審議会

1 開会

- ・委員総数 15 名のうち、本日の出席者は 14 名で、過半数の出席を頂いているので、都市計画審議会条例第 5 条 2 項の規定により、審議会が成立していることを報告させていただく。
- ・本日の審議会は、「甲斐市審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、公開により開催するため、よろしく願います。

2 委員紹介

- ・事務局から、前回審議会以降に変更となった委員の紹介を行う。

3 職員紹介

4 会長あいさつ

5 案件

(説明：事務局)

●甲斐市からの諮問案件について

- (1) 「甲府都市計画公園の変更」
- (2) 「甲府都市計画用途地域の変更」

- ・諮問の写し、甲斐市内にある都市公園等の現況について、事業計画の経過、計画内容、区域図、都市計画手続きのスケジュール、今後の事業全体のスケジュール、都市計画法第 17 条第 1 項の縦覧期間中に提出された意見書の趣旨と市の見解について、資料に基づき説明。

(議長)

- ・案件 (1) と案件 (2) について、一括して質問等があれば挙手の上、お願いしたい。

(委員)

- ・1 点確認させてもらいたい。事務局より説明してもらい、私の懸念していることも意見書に書いてあったが、どのような公園内容を進めるにしても、都市公園として整備するにあたっては、都市計画公園と用途地域の変更の手続きを必ずしなければならないという理解でいいか。

(事務局)

- ・公園区域内の用途地域は、第 2 種低層住居専用地域が 62% を占めており、用途地域の面積の過半を占めている第 2 種低層住居専用地域の建築制限を受けることになるので、公園を運営するにあたり、管理上必要とされる事務所や倉庫が建築できないため用途変更が必要である。

(委員)

- ・広報 12 月号で募集した市民からの公園の活用アイデアが多く寄せられていると聞いている。どんな公園ができるのか楽しみな反面、市民のアイデアがどのように反映されるか心配であるが、より自由度の高い用途地域へ変更することは、今後計画を進める上でも必要ではないかと私は思う。

(委員)

- ・甲斐市民 1 人当たりの都市公園整備率の増加のために、公園を新設整備するのはいいと思う。用途地域の変更に関しては、建築基準法で、第 2 種低層住居専用地域などの低層住居専用地域は、専用住宅のための地域になるので、建ぺい率、容積率、高さ制限、北側斜線の制限や、建てられない建築物があり、厳しい縛りがでてくる。国から支援を受けて、甲斐市民のための憩いの場となる公園を造成するのであれば、低層住居専用地域の制限がかかる用途地域であれば、用途地域は変更した方がいいと思う。

(委員)

- ・用途地域を変更した場合、建築物の高さ制限はあるか。

(事務局)

- ・変更前の第 2 種低層住居専用地域は高さ制限 10m、変更後の第 1 種住居地域の高さ制限はない。

(委員)

- ・意見書の質問について、かなり専門的な意見が提出されたように思う。都市計画手続きの問題なのか、公園計画が適当でないということなのか、何を趣旨としているのか教えて欲しい。

(事務局)

- ・意見書の趣旨としては、今回の用途地域の変更で、制限緩和すると建てられる建築物が増えるので、地域や近隣住民に求められていない建物が建設できてしまう懸念があるのではないかと考える。
- ・今回の用途地域の緩和が、公園敷地内なので、都市公園法の建築制限がかかり、都市公園法運用指針にも書いてある通り、公園はオープンスペースを有した憩いの場であり、地域住民に望まれない大きな建物を建てるとは考えにくいので、意見書の市見解のとおり、用途地域の変更で問題がないと判断している。

(委員)

- ・こういった意見書の提出は珍しいのか。

(事務局)

- ・珍しい。

(委員)

- ・審議会資料で配布した都市計画法第 17 条第 1 項の縦覧結果報告はすでに公表されているのか。

(事務局)

- ・都市計画決定告示の際に、決定図書の縦覧に付す。また今回の都市計画審議会の会議録が、後日甲斐市ホームページで公表される。

(委員)

- ・配布された市の見解では、管理事務所や備蓄倉庫のみを建てるような文章に見受けられるので、これから市民の意見や活用アイデアを反映させて公園整備内容を決めていくにあたり、賑わいや交流を生む施設へ整備内容が決まった場合、市の見解と相違があるようになってしまうのでは。

(事務局)

- ・管理事務所や備蓄倉庫のみを建てると決まっているわけではないので、貴重なご意見として、言い回しや文章を校正する。

(委員)

- ・今回の公園の都市計画決定および用途地域の変更に異存はない。市民の活用アイデアについて、もう意見の聴取は終わっていて、意見を参考に整備計画を策定する予定なのか。

(事務局)

- ・市内の住民からの活用アイデアの聴取は、令和3年1月8日で締切っており、市内学生からの聴取は、1月20日に終わっている。現在、秘書政策課で集計を行っており、今後はアイデアを参考に基本計画から検討していく。

(委員)

- ・活用アイデアを集約して、市が基本計画を策定するということはわかった。アイデアで出てきた公園整備の建物が、変更した用途地域で建てられない場合は、用途地域を再度変更するのか。

(事務局)

- ・現在アンケートを集計中で、令和3年度基本計画策定するにあたり、具体的な整備内容が今後見えてくるので、現段階ではそういった検討はしていない。公園を運営するにあたり管理棟や公衆トイレは最低限必要な施設と市では考えている。

(委員)

- ・甲斐市洪水ハザードマップでは、浸水想定区域では市役所の周りで膝のあたりまでと公表されている。最近では釜無川の洪水災害が危険視されている。公園の予定地は、市役所からさらに1.5mほど土地が低い。現状では安心・安全で憩える公園なのか疑問なので、以上のことを市で十分考慮して、今後計画を策定して欲しい。

(委員)

- ・この事業は、総合計画審議会でも、災害時は、非常時の避難地として整備して欲しいと話していた。用途地域を変更して、災害に対応できない公園となってしまうようにして欲しい。

(委員)

- ・防災の面は重要である。今後の話で、審議会の内容とは違うが、3つほど提案がある。公園設計に市民の方を巻き込んで欲しいということである。
- ・1つ目として、デザイン。甲斐市では、kai・遊・パークやドラゴンパークなど全国的にデザインが素晴らしい公園が多い。篠原地区公園も期待したい。しかし、市民の方を巻き込んでデザインするというのは、まだまだではないかなど。人の憩いの場、交流場として東京都豊島区の南池袋公園や富山県の富岩運河環水公園などが賑わっている。ポイントはただ緑があるだけではなく、芝生空間と飲食交流空間がセットになって、建築と公園が居心地のよい場所を形成している。先進事例を見習って、デザインして欲しい。公園内の建築面積はかなり制限が出てくるので、少ない建築物で居心地のいい空間を創って欲しい。
- ・2つ目は、具体的に市民の方を設計に巻き込むこと。都市公園を作っても利用されない公園もある。市民を巻き込んで作って成功した例も多い。最初は「公園なんていらない」「落ち葉は誰が掃除するんだ」と否定的意見があっても、市民の方と一緒に夢を描いて、設計を作り上げると肯定的な意見も増えてくるのでいい設計がでてくる。公共事業に対して市民の理解を深めることをして

欲しい。

- ・3つ目は、施工に市民を巻き込んでみる。甲府中心部のスクランブル交差点にある県民会館跡地は、周辺の店舗や若い人を巻き込んで、少し時間を待って設計しませんかと変更した経緯がある。現在は芝生広場で、イベントをやって活用について実験している。それから芝生を張る、木を植えるなど市民の方と一緒にやるイベントにすれば、自分たちが作った公園という認識が生まれ良い効果が期待できる。
- ・また、最近公園に求められていることとしては、子供が外で遊ばない。ただ単に、公園を作っても公園で遊ばないので、近隣の方々が子供の遊びをサポートする「プレーパーク」という形態もいいと思う。あるいは、緑化センター跡地という土壌を活かして、家庭菜園、植樹などイベントを作って、完成後に市民の方が参加できる機会があるような公園設計も考えられる。

(委員)

- ・今回審議会で答申をした後に、公園の整備計画が進むにあたり審議会が関わることはあるのか。

(事務局)

- ・今回の都市計画決定手続きでは、本会が最後となる。

(委員)

- ・これまでの都市公園の都市計画決定では、ある程度の整備内容が決まっていたので、イメージ出来たり、スケジュールが把握でき都市計画決定について答申しやすかったが、今回は市民の意見を聞くとのことで未定の部分が多いので、個人の意見としては、諮問はないにせよ都市計画審議会で委員を集めて、意見を聴取したり、進捗の報告する機会を作っていたいただければ、事業がスムーズに進むと思う。

(議長)

- ・貴重な意見ありがとうございます。都市公園法に基づいて公園整備していくことになるので、市民の方々の意見や活用アイデアがすべて反映できるわけではないが、他の委員の方の発言にあったとおり、利用できない公園は意味がないので、次回の審議会がある際に報告という形で事務局には今後お願いしたい。

(事務局)

- ・皆様の意見を反映し、報告していきたい。

(議長)

- ・多くの意見をいただいたが、本案件については、諮問された計画案が、本審議会として「妥当である」ということでよろしいか。

(「異議なし」の声あり。)

- ・答申の文案につきましては、私にご一任いただくということでよろしいか。

(「異議なし」の声あり。)

- ・それでは進行を事務局にお返しする。

6 その他

(委員)

- ・資料の都市公園等の現況で、双葉スポーツ公園がその他で表記されているがどういう意味か。

(事務局)

- ・都市計画区域外の公園なので、その他と表記してある。

(事務局)

- ・事務局より一点報告する。

本市の都市づくりの基本方針を示した、「甲斐市都市計画マスタープラン」について、平成 21 年 3 月に策定をし、20 年後にあたる、令和 10 年を計画目標年次とするなか、本市の情勢や上位計画を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととしている。

今年度、新たに、本市の最上位計画である「第 2 次甲斐市総合計画、後期基本計画」が策定され、また、山梨県が、昨年 10 月に「山梨県都市計画マスタープラン」の改定を行ったことを受け、本市でも今年度から来年度にかけて、「甲斐市都市計画マスタープラン」の見直し業務に着手したところである。現在、関係各課より修正案や今後位置付けたい施策について意見を求め、課題等の整理作業を進めている。

- ・来年度には、見直し計画の案を策定し、審議会へお諮りをさせていただく予定ですので、ご承知のほどよろしく願います。

7 閉会